

## 表土除去に関する対象世帯の拡大について

住宅除染の作業手法として表土除去（市独自メニュー）を取り入れているが、現在の対象世帯は「18歳以下の子どもの居住する住宅」としている。

今般、妊婦の居住する世帯からの要望が多いこと、また、子どもが生活する際の被ばくリスクを下げること、などの理由により、以下のとおりの内容で表土除去実施の対象世帯を拡大するものである。

- 1 変更内容 表土除去に関する対象世帯の条件を、「18歳以下の子どもの居住する住宅」から、「18歳以下の子ども、または妊婦の居住する住宅」に変更する。
- 2 対象世帯数 約400世帯の増加（※市内全域）
- 3 実施時期 放射能対策本部会議報告後から実施